

産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

日本産婦人科医会編
平成 26 年 4 月

診察料

I. 初診料

診 察 料		時間内	時間外	深 夜	休 日
初診料	病院	普通の場合	282	367	762
	診療所	6 歳未満	357	482	977
					647

同一医療機関・他疾患

同一日・他診療科（1つのみ）……………141（加算なし）
1. 夜間・早朝等加算（診療所のみ）**(届)**……………50

II. 再診料

診 察 料		時間内	時間外	深 夜	休 日
外来診療料 (200床以上病院)	普通の場合	73	138	493	263
	6 歳未満	111	208	663	333
再診料 病院(200床未満) 診療所	普通の場合	72	137	492	262
	6 歳未満	110	207	662	332

同一医療機関・他疾患・同一日・他診療科
(一つのみ)……………36（加算なし）
1. 外来管理加算（200床以上の病院は除く）……………52
2. 夜間・早朝等加算（診療所のみ）**(届)**……………50
3. 時間外対応加算（診療所のみ）**(届)**
　　イ. 加算1……………5
　　ロ. 加算2……………3
　　ハ. 加算3……………1
4. 明細書発行体制等加算（診療所のみ）**(届)**……………1
5. 地域包括診療加算（診療所のみ）**(届)**……………20

医学管理等

特定疾患療養管理料

1. 診療所……………225
2. 許可病床数100床未満の病院……………147
3. 許可病床数100～200床未満の病院……………87

特定疾患治療管理料

1. ウイルス疾患指導料
　　イ. ウイルス疾患指導料1……………240
　　ロ. ウイルス疾患指導料2……………330
3. 悪性腫瘍特異物質治療管理料
　　イ. 尿中BTAに係るもの……………220
　　ロ. その他のもの（1）1項目の場合……………360
　　　（2）2項目以上の場合……………400
　　初回月加算……………150
9. 外来栄養食事指導料……………130
11. 集団栄養食事指導料……………80
22. がん性疼痛緩和指導管理料**(届)**
　　1. 緩和ケアの研修を受けた保険医……………200
　　2. 1以外……………100

地域連携夜間・休日診療料**(届)**

手術前医学管理料……………1192
手術後医学管理料（1日につき）1. 病院……………1188
2. 診療所……………1056

肺血栓塞栓症予防管理料

リンパ浮腫指導管理料……………100
ハイリスク妊産婦共同管理料（I）**(届)**……………800
(ハイリスク妊産婦を紹介した医療機関が算定。)

ハイリスク妊産婦共同管理料（II）**(届)**

(ハイリスク妊産婦の紹介を受けた医療機関が算定。)

がん治療連携指導料（情報提供時）**(届)**

300

診療情報提供料（I）

250

ハイリスク妊産婦加算**(届)**……………200

(ハイリスク妊産婦共同管理料（I）の施設に限る)

診療情報提供料（II）……………500

(セカンドオピニオンのための紹介の場合)

薬剤情報提供料（外来のみ）……………10

手帳記載加算……………3

傷病手当金意見書・療養費同意書交付料……………100

在宅医療

- 往診料……………720
(死亡診断を行った場合200点加算)
- 在宅患者訪問診療料（1日につき）
 - 同一建物居住者以外の場合……………833
 - 同一建物居住者の場合
 - 特定施設等に入居する者の場合……………203
 - ロ. イ以外の場合……………103
- (死亡診断を行った場合200点加算)
6歳未満の乳幼児加算……………400
- 救急搬送診療料……………1300
長時間加算（30分超）……………500
新生児加算……………1000
6歳未満の乳幼児加算（新生児を除く）……………500
- 在宅自己注射指導管理料
 - 複雑な場合……………1230
 - 1以外の場合
 - イ. 月3回以下の場合……………100
 - ロ. 月4回以上の場合……………190
 - ハ. 月8回以上の場合……………290
 - 月28回以上の場合……………810
- 導入初期加算（3月を限度）……………500
- 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料……………150

検査料

検体検査実施料

- 時間外緊急院内検査加算（1日につき）……………200
- 迅速検体検査加算（5項目まで）……………各項目に10点加算
(入院外の患者に実施した定められた検査について検査実施日のうちに結果を説明した上で文書により情報を提供し、診療が行われた場合)

1. 尿・糞便等検査

尿中一般物質定性半定量検査（当該医療機関内で検査を行った場合）……………26

尿中特殊物質定性定量検査

- 蛋白定……………7
- 尿グルコース……………9
- ウロビリノゲン（尿）……………16
- N-アセチルグルコサミニダーゼ（NAG）（尿）……………41
- アルブミン定性（尿）……………49
- 黄体形成ホルモン（LH）定性（尿）……………72
- アルブミン定量（尿）……………110

尿沈渣（鏡検法）（当該医療機関での検査に限る）……………27

（注）染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。

糞便検査

- 虫卵検出（集卵法）（糞便）、ウロビリン（糞便）……………15
- 糞便塗抹顕微鏡検査
(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む)……………20

穿刺液・採取液検査

- ヒューナー検査……………20
- 精液一般検査……………70
- 頸管粘液一般検査……………75
- 顆粒球エラスター定性（子宮頸管粘液）……………100
- 顆粒球エラスター（子宮頸管粘液）……………129

12. 肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) (羊水)	380
2. 血液学的検査	
血液形態・機能検査	
1. 赤血球沈降速度 (ESR) (当該医療機関内での検査に限る)	9
2. 網赤血球数	12
3. 血液浸透圧、末梢血液像 (自動機械法)	15
5. 末梢血液一般検査	21
6. 末梢血液像 (鏡検法) (特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点加算)	25
7. 血中微生物検査	40
9. ヘモグロビンA1c (HbA1c)	49
11. ヘモグロビンF (HbF)	60
出血・凝固検査	
1. 出血時間	15
2. プロトロンビン時間 (PT)、全血凝固時間、トロンボテスト	18
3. 毛細血管抵抗試験	19
4. フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量	23
5. トロンビン時間	25
6. ヘパリン抵抗試験	28
7. 活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)、ヘパプラスチンテスト	29
8. 血小板凝集能	50
10. アンチトロンビン活性および抗原	70
11. フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) 定性 および半定量・定量、プラスミン	80
12. フィブリンモノマー複合体定性	93
13. プラスミノゲン活性および抗原	100
14. フィブリノゲン分解産物 (FgDP)	116
15. Dダイマー定性	133
16. プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)	136
17. Dダイマー半定量	137
19. PIVKA-II、Dダイマー	143
20. 凝固因子インヒビター	155
22. プロテインS活性および抗原	170
26. トロンビン・アンチトロンビン複合体 (TAT)	194
28. 凝固因子 (第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子)	233
29. プロテインC抗原	252
30. プロテインC活性	260
注1回に採取した血液を用いて、14から31までに掲げる検査を3項目以上行った場合。 (イ) 3項目又は4項目	530
(ロ) 5項目以上	722
染色体検査 (すべての費用を含む) (分染法397点加算)	2730
3. 生化学的検査 (I)	
血液化学検査	
1. 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ (γ -GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、エヌテル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチニナーゼ (CK)、アルドراーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法)	11
2. リン脂質	15
3. 遊離脂肪酸	16
4. HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)	17
5. LDL-コレステロール、蛋白分画	18
6. 銅 (Cu)	23
7. リバーゼ	24
10. ムコ蛋白	29
11. ケトン体	30
12. 不飽和鉄結合能 (UIBC) (RIA法)、総鉄結合能 (TIBC) (RIA法)	31
15. 胆汁酸	47
16. ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -GTアイソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩	48
17. ASTアイソザイム、リポ蛋白分画	49
18. アンモニア	50
19. CKアイソザイム、グリコアルブミン	55
20. コレステロール分画	57
21. ケトン体分画	59
28. ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	96
29. シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)	100
30. リポ蛋白 (a)	107
31. ヘパリン	108
32. フェリチン定量	116
38. 血液ガス分析	146
39. アルブミン非結合型ビリルビン	150
41. 葉酸	165
43. α -フェトプロテイン (AFP) 定性 (腎分泌液)	250
44. 腎分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1) 定性	190
注1回に採取した血液を用いて、1から9までに掲げる検査を5項目以上行った場合。 (イ) 5項目以上7項目以下	93
(ロ) 8項目又は9項目	99
(ハ) 10項目以上	117
注入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。	
4. 生化学的検査 (II)	
1) 内分泌学的検査	
1. ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55
2. 11-ハイドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60
6. プロラクチン (PRL)	98
8. トリヨードサイロニン (T ₃)	110
9. 甲状腺刺激ホルモン (TSH)	112
11. サイロキシン (T ₄)、インスリン (IRI)、遊離サイロキシン (FT ₄)	114
12. 成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、黄体形成ホルモン (LH)	119
13. アルドステロン、テストステロン	133
14. 遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール、サイロキシン結合グロブリン (TBG)	136
15. サイログロブリン	137
16. サイロキシン結合能 (TBC)	140
17. カルシトニン	143
18. ヒト胎盤性ラクトーゲン (HPL) ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト総毛性ゴナドトロピン- β サブユニット (HCG- β)	146
19. ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	156
20. I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)	160
21. プロゲステロン	162
22. 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	165
23. 遊離テストステロン	166
26. オステオカルシン (OC)、低単位ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	170
28. エストリオール (E ₃)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量	180
29. デヒドロエピandroステロン硫酸抱合体 (DHEA-S)	184
30. エストラジオール (E ₂)	190
33. 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールアミン	210
34. プレグナンジオール	213
38. 抗利尿ホルモン (ADH)	235
39. プレグナントリオール	243
注1回に採取した血液を用いて、12から41までに掲げる検査を3項目以上行った場合。 (イ) 3項目以上5項目以下	410
(ロ) 6項目又は7項目	623
(ハ) 8項目以上	900
2) 腫瘍マーカー	
2. 癌胎児性抗原 (CEA)	110
3. α -フェトプロテイン (AFP)、組織ポリペプタイド抗原 (TPA)、扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)	112
4. CA15-3	126
5. エラスターゼ 1	131
6. CA19-9	136
7. CA72-4、シアリルTn抗原 (STN)	146
8. PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量	150

9. シアリルLe ^x -i抗原 (SLX)、CA125	155	(口) 4項目	360
13. SP1	170	(ハ) 5項目以上	469
15. CA54/61、癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT)	184	4) 自己抗体検査	
16. CA602	190	2. リウマトイド因子 (RF) 半定量／定量	30
18. CA130、ヒト绒毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント (HCG β-CF) (尿)	200	5. LEテスト定性	68
20. 癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液)	320	22. 抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテイン I 複合体抗体	223
㊂1回に採取した血液等を用いて、2から21までに掲げる項目を2項目以上行った場合。但し、1回を限度として算定し、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している場合は算定しない。		23. 抗カルジオリピン抗体	243
(イ) 2項目	230	25. ルーブスアンチコアグラン特定性	281
(口) 3項目	290	26. ルーブスアンチコアグラン特定性	290
(ハ) 4項目以上	420	㊂9から12まで及び16 (抗ARS抗体に限る) に掲げる検査を2～3項目以上行った場合、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。	
※CA125・CA130・CA602は子宮内膜症の診断又は治療の前後各一回を限度として算定。同時にあっても1つに限り算定。		5) 血漿蛋白免疫学的検査	
5. 免疫学的検査		1. C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP)	16
1) 免疫血液学的検査		4. 血清補体値 (CH ₅₀)、免疫グロブリン	38
1. ABO 血液型、Rh(D) 血液型	21	7. トランスフェリン (Tf)	60
2. Coombs試験 イ. 直接	30	8. C ₃ 、C ₄	70
口. 間接	34	10. 非特異的IgE半定量／定量	100
3. Rh (その他の因子) 血液型	160	11. 特異的IgE半定量・定量	110
4. 不規則抗体	162	㊂特異的IgE 半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに点数算定。1回の採血で1430点まで。	
㊂性器手術のうち帝王切開術等を行った場合に算定。		12. β ₂ -マイクログロブリン	112
6. 血小板関連IgG (PA-IgG)	204	14. ハプトグロビン (型補正を含む)	146
7. ABO 血液型亜型	260	19. 癌胎児性フィプロネクチン定性 (頸管腔分泌液)	204
8. 抗血小板抗体	262		
9. 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体、IgG抗体)	390		
2) 感染症免疫学的検査			
1. 梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 定性／定量／半定量	15		
2. トキソプラズマ抗体半定量／定性	26		
4. 梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性／半定量	32		
5. 梅毒血清反応 (STS) 半定量／定量	34		
6. 梅毒トレポネーマ抗体半定量／定量	53		
11. ウィルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目あたり)	79		
㊂同一検体についてウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) の測定を行った場合は、8項目を限度。			
13. HTLV-I 抗体定性／半定量	85		
14. トキソプラズマ抗体	93		
15. トキソプラズマIgM抗体	95		
18. HIV-1 抗体	118		
20. HIV-1、2 抗体定性／半定量、HIV-1、2 抗原・抗体同時測定定性／定量	123		
21. HIV-1、2 抗体定量	127		
24. カンジダ抗原定性／半定量／定量	144		
25. 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 定性／半定量	146		
29. クラミジア・トラコマチス抗原定性	165		
32. 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性、HTLV-I 抗体	180		
36. グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	210		
39. グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目あたり)	223		
㊂同一検体については、2項目を限度として算定する。			
44. HIV-1 抗体 (ウエスタンプロット法)	280		
48. HIV-2 抗体 (ウエスタンプロット法)	380		
50. HTLV-I 抗体 (ウエスタンプロット法)	440		
51. HIV抗原	600		
3) 肝炎ウイルス関連検査			
1. HBs 抗原定性・半定量	29	7. 検体検査判断料	
2. HBs 抗体定性／半定量	32	1. 尿・糞便等検査判断料	34
3. HBs 抗原、HBs 抗体	88	2. 血液学的検査判断料	125
4. HBe 抗原、HBe 抗体	107	3. 生化学的検査 (I) 判断料	144
5. HCV 抗体定性・定量、HCVコア蛋白	116	4. 生化学的検査 (II) 判断料	144
6. HA抗体	146	5. 免疫学的検査判断料	144
㊂1回に採取した血液を用いて肝炎ウイルス関連検査の3から12までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、		6. 微生物学的検査判断料	150
(イ) 3項目	290	㊂1. 検体検査判断料は該当する検体検査の種類、回数にかかわらず各々月1回に限り算定する。	
		2. 尿中一般物質定性半定量検査については尿・糞便検査判断料は算定しない。	
8. 呼吸循環機能検査等			
心電図検査			
1. 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	130		

9. 超音波検査等

超音波検査（記録に要する費用を含む）

2. 断層撮影法（心臓超音波検査を除く）	
(イ) 胸腹部	530
(ロ) その他（頭頸部、四肢、体表、抹消血管等）	350
注）パルスドプラ法を行った場合は200点を加算する。	
3. 心臓超音波検査	
(二) 胎児心エコー法	1000
4. ドプラ法（1日につき）	
(イ) 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20
②超音波検査において同一検査を同一月に2回以上実施した場合は、2回目以降は所定点数の100分の90を算定する。	
残尿測定検査	
1. 超音波検査によるもの	55
2. 導尿によるもの	45
注）残尿測定検査は患者1人につき月に2回に限り算定する。	

骨塩定量検査（4月に1回）

1. DEXA法による腰椎撮影	360
注）同日にDEXA法による大腿骨撮影を行った場合は、所定点数に90点を加算する。	
2. MD法、SEXA法等	140
3. 超音波法	80

10. 監視装置による諸検査

分娩監視装置による諸検査

1. 1時間以内の場合	400
2. 1時間を超え1時間30分以内の場合	550
3. 1時間30分を超えた場合	700

ノンストレステスト（一連につき）

経皮的動脈血酸素飽和度測定（1日につき）

注）人工呼吸と同時に行った場合の費用は、人工呼吸の点数に含まれる。

11. 負荷試験等

肝及び腎のクリアランステスト

注）1. 尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は、膀胱尿道鏡検査を行った場合はその所定点数を併せて算定する。

2. 検査に伴う注射、採血、検体測定の費用を含む。

内分泌負荷試験

1. 下垂体前葉負荷試験
(イ) 成長ホルモン（GH）（一連として）

1200
注）患者1人につき月2回に限り算定

(ロ) ゴナドトロビン（LH及びFSH）（一連として月1回）

1600
(ハ) 甲状腺刺激ホルモン（TSH）（一連として月1回）

1200
(ニ) プロラクチン（PRL）（一連として月1回）

1200
(ホ) 副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）（一連として月1回）

1200
2. 下垂体後葉負荷試験（一連として月1回）

1200
3. 甲状腺負荷試験（一連として月1回）

1200
4. 副甲状腺負荷試験（一連として月1回）

1200
5. 副腎皮質負荷試験（イ）鉱質コルチコイド（一連として月1回）

1200
(ロ) 糖質コルチコイド（一連として月1回）

1200
6. 性腺負荷試験（一連として月1回）

1200
注）1. 1月に3600点を限度とする。

2. 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数、測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。

糖負荷試験

1. 常用負荷試験（血糖、尿糖検査を含む）

200
卵管通気・通水・通色素検査・ルビンテスト

100
皮内反応検査他

1. 21箇所以内の場合（1箇所につき）

16
2. 22箇所以上の場合（一連につき）

350

12. 内視鏡検査

腹腔鏡検査・腹腔ファイバースコープ

1800
クリドスコピー

400
膀胱尿道ファイバースコープ

950
ヒステロスコピー

220
コルボスコピー

150
子宮ファイバースコープ

800
注）同一月において同一検査を2回以上実施した場合は、2回目以降は所定点数の100分の90を算定する。

13. 診断穿刺・検体採取料

血液採取（1日につき）（外来患者のみ）（6歳未満の乳幼児14点加算）

1. 静脈

20
2. その他

6
ダグラス窩穿刺

240
内視鏡下生検法（1臓器につき）

310
子宮腔部等からの検体採取

1. 子宮頸管粘液採取

40
2. 子宮腔部組織採取

200
3. 子宮内膜組織採取

370
その他の検体採取

2. 胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む）

180
3. 動脈血採取（1日につき）

50

画像診断料

時間外緊急等院内画像診断加算（外来1日につき）

1. エックス線診断料

エックス線診断料は①診断料、②撮影料、③フィルム料、④造影剤料、⑤注入手技料に分かれており、その組み合わせによって算定する。

$$\text{①診断料} + \text{②撮影料} + \frac{\text{③フィルム料(円)}}{10} + \frac{\text{④造影剤の価格(円)}}{10}$$

$$+ \frac{\text{⑤造影剤腔内注入手技料}}{注腸(300)} \left\{ \begin{array}{l} \text{注腸(300)} \\ \text{その他(120)} \end{array} \right.$$

区分	部 位	電子化管理 ・保存加算	フィルム数	②撮影料 アナログ・デジタル			③フィルム料(円)
				①診断料	②撮影料	④造影剤の価格(円)	
単撮影	頭・胸部・腹部・脊椎	57	1	85	60	68	1枚
			2	128	90	102	
	その他		3	170	120	136	
乳房撮影	乳房	54	1	43	60	68	四ツ切 大角 半切 マンモグラフィー用 18×24cm
			2	65	90	102	
造影	消化管、その他他の臓器	66	1	72	144	154	(6歳未満の胸部又は腹部単純撮影) (6歳未満の腹部又は腹部単純撮影) の場合はフィルム料は10%増し。
			2	108	216	231	
			3	144	288	308	
特殊撮影	骨盤計測等	58	一連につき	96	260	270	

注）電子化して管理・保存した場合はフィルム料は算定できない。

2. コンピューター断層撮影診断料（施設基準あり）

撮影	CT撮影（一連につき）		MRI撮影（一連につき）			
	イ. 64列以上のマルチスライス型の機器	1000	1. 3テスラ以上の機器	1600		
	ロ. 16列以上64列未満のマルチスライス機器	900	2. 1.5テスラ以上			
	ハ. 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器	770	3テスラ未満の機器	1330		
	ニ. イ、ロ又はハ以外	580	3. 1又は2以外	920		
同一月に2回以上行った場合の2回目以降の断層撮影（一連につき）所定点数の80/100						
造影剤加算	500		250			
コンピューター断層診断	(月1回) 450					
電子化管理 保存加算	(一連の撮影につき1回) 120 注）フィルムの費用は算定できない					

1. 2. の撮影の点数に 撮影・新生児加算 30/100
乳幼児加算 15/100

処置料

腔洗浄（熱性洗浄を含む）	47
子宮腔洗浄（薬液注入を含む）	47
子宮頸管内への薬物挿入法	45
卵管内薬液注入法	60
陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	340
子宮出血止血法 1. 分娩時のもの	520
2. 分娩外のもの	45
分娩時鈍性頸管拡張法	380
クリスチル胎児圧出法	45
人工羊水注入法	600
胎盤圧出法	45
羊水穿刺（羊水過多症の場合）	120

子宮頸管拡張及び分娩誘発法	
1. ラミナリア	120
2. コルボイリンテル	120
3. 金属拡張器（ヘガール等）	180
4. メトロイリンテル	340
子宮腔部薬物焼灼法	100
子宮腔部焼灼法	180
子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）	290
妊娠子宫嵌頓非観血的整復法	290
臍肉芽腫切除術	220
痔核嵌頓整復法（脱肛を含む）	290
人工呼吸	
1. 30分までの場合	242
2. 30分を超える場合（242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算）	
3. 5時間を超えた場合（1日につき）	819
㊂使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は喀痰吸引若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
救命のための気管内挿管	500
酸素吸入（1日につき）（使用した精製水の費用は所定点数に含まれる）	
酸素テント（1日につき）	65
胃洗浄（3歳未満の乳幼児100点加算）	250
高位浣腸、高压浣腸、浣腸（3歳未満の乳幼児50点加算）	65
摘便	100
鼻腔栄養（1日につき）	60
留置カテーテル設置	40
膀胱洗浄（1日につき）	60
（同時に行う留置カテーテル設置中の膀胱洗浄及び薬液注入の費用は所定点数に含む。）	
気管内洗浄（1日につき）（6歳未満の乳幼児100点加算）	240
㊂同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入の費用を含む。	
喀痰吸引（1日につき）（6歳未満の乳幼児75点加算）	48
陰囊水腫穿刺、膿腫穿刺	80
乳腺穿刺・リンパ節等穿刺	200
ダグラス窓穿刺	240
インキュベーター（1日につき）	120
新生児高ビリルビン血症に対する光線療法（1日につき）	140
創傷処置及び皮膚科軟膏処置	
1. 100平方センチメートル未満（皮膚科軟膏処置は不可）	45
2. 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	55
3. 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	85
4. 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	155
5. 6,000平方センチメートル以上	270
㊂1. は入院外及び手術後の患者（入院中）に限る。	
消炎鎮痛等処置（1日につき）	
1. マッサージ等の手技による療法	35
2. 器具等による療法	35
3. 湿布処置（半肢の大部分又は頭部及び顔面の大部以上）	35

手術料

1. 緊急手術

1. 入院中以外の患者（入院時間より8時間以内）に対し、緊急手術を行った場合	
①時間外	
イ. 施設基準に適合しているもの…所定点数の80/100加算	
ロ. イ以外のもの…所定点数の40/100加算	
②休日・深夜	
イ. 施設基準に適合しているもの…所定点数の160/100加算	
ロ. イ以外のもの…所定点数の80/100加算	
2. 入院中の患者（入院時間より8時間以上）に対し、緊急手術を行った場合	
休日・深夜 イ. 施設基準に適合しているもの…所定点数の160/100加算	
ロ. イ以外のもの…所定点数の80/100加算 （時間外は算定出来ない）	
2. 3歳未満の乳幼児	所定点数の100/100を加算する

3. 皮膚、皮下組織

創傷処理	
1. 筋肉・臓器に達するもの（長径5cm未満）	1250
2. 筋肉・臓器に達するもの（長径5cm以上10cm未満）	1680
3. 筋肉・臓器に達するもの（長径10cm以上）	2000
4. 筋肉・臓器に達しないもの（長径5cm未満）	470
5. 筋肉・臓器に達しないもの（長径5cm以上10cm未満）	850
6. 筋肉・臓器に達しないもの（長径10cm以上）	1320
皮膚切開術	
1. （長径10cm未満）	470
2. （長径10cm以上20cm未満）	820
3. （長径20cm以上）	1470
皮膚・皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）	
1. 長径3cm未満	3480
2. 長径3cm以上6cm未満	9180
3. 長径6cm以上	17810
皮膚・皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）	
1. 長径3cm未満	2110
2. 長径3cm以上6cm未満	4070
3. 長径6cm以上	9480
皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部）	
1. 長径2cm未満	1660
2. 長径2cm以上4cm未満	3670
3. 長径4cm以上	4360
皮膚・皮下腫瘍摘出術（露出部以外）	
1. 長径3cm未満	1280
2. 長径3cm以上6cm未満	3230
3. 長径6cm以上	4160
4. 動脈	
血管露出術	530
5. 乳腺	
乳腺膿瘍切開術	820
乳腺腫瘍摘出術	
1. 長径5cm未満	2660
2. 長径5cm以上のもの	6730
6. 婦人科手術	
バルトリン腺膿瘍切開術	780
処女膜切開術	790
処女膜切除術	980
輪状処女膜切開術	2230
バルトリン腺囊胞腫瘍摘出術（造袋術を含む）	2760
女子外性器腫瘍摘出術	2340
女子外性器悪性腫瘍手術	
1. 切除	29190
2. 皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合	54020
陰経毛性腫瘍摘出術	23830
会陰形成手術	
1. 筋層に及ばないもの	2330
2. 筋層に及ぶもの	5760
外陰・陰血腫除去術	1600
瘻合陰唇形成手術	
1. 筋層に及ばないもの	2330
2. 筋層に及ぶもの	5760
陰莖裂創縫合術（分娩時を除く）	
1. 前又は後壁裂創	2760
2. 前後壁裂創	5410
3. 膀胱蓋に及ぶ裂創	8280
4. 直腸裂傷を伴うもの	31940
陰閉鎖術	
1. 中央陰閉鎖術（子宮全脱）	6370
2. その他	2580
膀式子宮旁結合織炎（膿瘍）切開術	2230
後陰円蓋切開（子宮外妊娠）	2230
陰中隔切開術	
1. 不全隔のもの	1260
2. 全中隔のもの	2540
陰莖腫瘍摘出術	2540
陰莖囊腫切除術	2540
陰莖ポリープ切除術	1040
陰莖尖圭コンジローム切除術（外陰尖圭コンジローム切除術）	1040

腔壁悪性腫瘍手術	29190
腔腸瘻閉鎖術	31940
造腔術、腔閉鎖症術	
1. 拡張器利用によるもの	2130
2. 遊離植皮によるもの	18810
3. 腔断端挙上によるもの	28210
4. 腸管形成によるもの	40900
5. 筋皮弁移植によるもの	55810
腹腔鏡下造腔術	38690
腔壁形成手術	7160
腔断端挙上術（腔式・腹式）	29190
子宮内膜搔爬術	1180
クレニッヒ手術	7710
腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20610
子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔瘻着切除術 (瘻着剥離術を含む)	18590
子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17810
子宮位置矯正術	
1. アレキサンダー手術	4040
2. 開腹による位置矯正術	7540
3. 瘻着剥離矯正術	14070
子宮脱手術	
1. 腔壁形成手術及び子宮位置矯正術	16900
2. ハルパン・シャウタ手術	16900
3. マンチェスター手術	14110
4. 腔壁形成手術及び子宮全摘術（腔式、腹式）	28210
子宮頸管ポリープ切除術	990
子宮腔部冷凍凝固術	990
子宮頸部（腔部）切除術	3330
子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術	470
子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む）	3330
子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3330
子宮息肉様筋腫摘出術（腔式）	3810
子宮筋腫摘出（核出）術	
1. 腹式	24510
2. 腔式	14290
腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	37620
子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	4730
痕跡副角子宮手術	
1. 腹式	15240
2. 腔式	8450
子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8450
子宮鏡下子宮筋腫摘出術	17100
子宮腔上部切斷術	9500
腹腔鏡下子宮腔上部切斷術	14620
子宮全摘術	28210
腹腔鏡下腔式子宮全摘術	42050
広韌帶内腫瘍摘出術	14290
腹腔鏡下広韌帶内腫瘍摘出術	28130
子宮悪性腫瘍手術	62000
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）	70200
腹腔子宮瘻手術	21130
重複子宮、双角子宮手術	22980
子宮頸管形成手術	3590
子宮頸管閉鎖症手術	
1. 非観血的	180
2. 観血的	3590
奇形子宮形成術（ストラスマント手術）	21130
腔式卵巣囊腫内容排除術	1350
経皮的卵巣囊腫内容排除術	1490
子宮附属器瘻着剥離術（両側）	
1. 開腹によるもの	11580
2. 腹腔鏡によるもの	21370
卵巣部分切除術（腔式を含む）	
1. 開腹によるもの	5130
2. 腹腔鏡によるもの	18810
卵管結紮術（腔式を含む）（両側）	
1. 開腹によるもの	4350
2. 腹腔鏡によるもの	18810
卵管口切開術	
1. 開腹によるもの	4350
2. 腹腔鏡によるもの	18810
腹腔鏡によるもの	18810
腹腔鏡下多囊胞性卵巢焼灼術	20620
子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	
1. 開腹によるもの	15720
2. 腹腔鏡によるもの	25940
卵管全摘除術、卵管腫瘍全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側）	
1. 開腹によるもの	12460
2. 腹腔鏡によるもの	25540
子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	58500
卵管形成手術（卵管・卵巢移植、卵管架橋等）	27380
卵管鏡下卵管形成術	46410
腹腔鏡下卵管形成術	42120
試験開腹術	5550
腹腔鏡下試験開腹術、腹腔鏡下試験切除術	11320
限局性腹腔膿瘍手術	
1. 横隔膜下膿瘍	10690
2. ダグラス窓膿瘍	5710
3. 虫垂周囲膿瘍	5340
4. その他のもの	8330
経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10800
注挿入時に用いる画像診断、検査費用は算定しない。	
虫垂切除術	
1. 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6210
2. 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8880
9. 産科手術	
分娩時頸部切開術（縫合を含む）	3170
骨盤位娩出術	3800
吸引娩出術	2550
鉗子娩出術	
1. 低位（出口）鉗子	2700
2. 中位鉗子	4760
会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時）	1530
会陰（腔壁）裂創縫合術（分娩時）	
1. 筋層に及ぶもの	1650
2. 肛門に及ぶもの	3860
3. 膀胱蓋に及ぶもの	4320
4. 直腸裂創を伴うもの	8200
頸管裂創縫合術（分娩時）	4900
帝王切開術	
1. 緊急帝王切開	20140
2. 選択帝王切開	20140
3. 前置胎盤を合併する場合又は32週未満の早産の場合	21640
胎児縮小術（娩出術を含む）	3220
臍帯還納術	1240
脱垂肢整復術	1240
子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む）	2460
胎盤用手剥離術	2350
子宮破裂手術	
1. 子宮全摘除を行うもの	29190
2. 子宮腔上部切斷を行うもの	26700
3. その他のもの	14500
妊娠子宮摘出術（ポローハンドル）	33120
子宮内反症整復手術（腔式、腹式）	
1. 非観血的	340
2. 観血的	13820
子宮頸管縫縮術	
1. マクドナルド法	1680
2. シロッカ法又はラッシュ法	3090
3. 縫縮解除術（チューブ抜去術）	1500
胎児外回転術	670
胎児内（双合）回転術	1190
流産手術	
1. 妊娠11週まで	2000
2. 妊娠11週を超える妊娠21週まで	5110
子宮内容除去術（不全流産）	1980
内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40000
胞状奇胎除去術	4120
子宫外妊娠手術	
1. 開腹によるもの	14110
2. 腹腔鏡によるもの	22950

新生児仮死蘇生術	
1. 仮死第1度のもの	840
2. 仮死第2度のもの	2700
10. その他	
性腺摘出術	
1. 開腹によるもの	6280
2. 腹腔鏡によるもの ^(届)	18590

複数手術の特例（主なもの）

子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹式	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
	子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
子宮全摘術	広韌帶内腫瘍摘出術
	子宮附属器癒着剥離術（両側） 1 開腹によるもの
	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
腹腔鏡下臍式子宮全摘術	腹腔鏡下広韌帶内腫瘍摘出術
	子宮附属器癒着剥離術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの
帝王切開術	子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹式
	広韌帶内腫瘍摘出術
	子宮附属器癒着剥離術（両側） 1 開腹によるもの
	子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 1 開腹によるもの
子宮外妊娠手術	子宮附属器癒着剥離術（両側）
	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）

点数の高い手術が主たる手術

従たる手術（1つのみ）50／100を加算

輸血料

I. 輸血

1. 自家採血輪血（200mlごとに）	1回目	750
	2回目以降	650
2. 保存血液輪血（200mlごとに）	1回目	450
	2回目以降	350
3. 自己血貯血		
○ 6歳以上（200mlごとに）		
液状保存の場合		250
凍結保存の場合		500
○ 6歳未満（体重1kgにつき4mlごとに）		
液状保存の場合		250
凍結保存の場合		500
4. 自己血輸血		
○ 6歳以上（200mlごとに）		
液状保存の場合		750
凍結保存の場合		1500
○ 6歳未満 体重（1kgにつき4mlごとに）		
液状保存の場合		750
凍結保存の場合		1500
5. 交換輸血（1回につき）		5250
⑩ 1. 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。		
2. 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。		
3. 骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、骨髄穿刺又は血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。		
4. 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用を加算する。		

5. 輸血に伴って行った患者の血液型（ABO式及びRh式）の費用として所定点数に48点を加算する。
6. 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき200点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回を限度として、200点を所定点数に加算する。
7. HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラスI(A, B, C)又はクラスII(DR, DQ, DP)の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1000点又は1400点を加算する。
8. 輸血に伴って、血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、1回につき30点又は34点をそれぞれ加算する。
9. 6歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。
10. 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
11. 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。
12. 血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

II. 輸血管理料

1. 輸血管理科Ⅰ	220
2. 輸血管理科Ⅱ	110
III. 術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）	4500

麻酔料

迷もう麻酔	31
静脈麻酔	
1. 短時間のもの	120
2. 十分な体制で行われる長時間のもの（単純な場合）	600
3. 十分な体制で行われる長時間のもの（複雑な場合）	800
硬膜外麻酔	
1. 頸・胸部	1500
2. 腰部	800
3. 仙骨部	340

⑩実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに所定点数に、それぞれ750点、400点、170点加算する。

硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき、麻酔当日を除く）

⑩精密持続注入を行った場合は所定点数に一日につき80点を加算する。

脊椎麻酔

⑩実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに所定点数に128点を加算する。

開放点滴式全身麻酔

マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

4. 腹腔鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場合又は側臥位で麻酔が行われる場合

（イ）別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合

（ロ）イ以外の場合

5. その他の場合

（イ）別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合

（ロ）イ以外の場合

⑩実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

（二）4に掲げる項目に係る手術等により実施時間が2時間を超えた場合

（ホ）5に掲げる項目に係る手術等により実施時間が2時間を超えた場合

⑩酸素と窒素は購入価格/10を加算できる。

⑩同一日に行われた呼吸心拍監視は所定点数に含まれる。

⑩硬膜外麻酔を併せて行った場合は、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

（イ）頸・胸部

（ロ）腰部

（ハ）仙骨部

⑩全身麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、上記にそれぞれ375点、200点、85点を加算する。

麻酔管理料（I）

1. 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 ^(届)	200
2. マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 ^(届)	900

^(注) (I) で帝王切開術の麻酔を行った場合、所定点数に700点を加算する。

麻酔管理料（II）

1. 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 ^(届)	100
2. マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 ^(届)	300
⑩ 1. 緊急手術時の麻酔料 緊急手術の項参照	
2. 同一の目的のために2つ以上の麻酔を行った場合の麻酔料は、主たる麻酔の所定点数のみにより算定する。	
3. 薬剤料は $\frac{P-15円}{10}$ + 1点とする。	

4. 麻酔の前処置として行われる麻薬、鎮静剤などの投薬、注射及び麻酔の副作用防止の目的で行う注射等は麻酔料の薬剤料として算定する。

なお、別に偶発的事故に対する処置、注射などは算定ができる。

病理診断

^(注) 1. 3臓器を限度とする。

2. リンパ節は所属リンパ節ごとに1臓器として数える。	
術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）	1990
術中迅速細胞診（1手術につき）	450
病理組織標本作製（1臓器につき）	860

免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

1. エストロジエンレセプター	720
2. プロジェステロンレセプター	690

^(注) 同一月に併せて実施した場合、主たる病理組織標本作製の所定点数に180点加算する。

細胞診（1部位につき）

1. 婦人科材料等によるもの	150
2. 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190

^(注) 1. 1について、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、18点を所定点数に加算する。

2. 2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。

病理診断料

1. 細胞診断料	400
2. 細胞診断料	200

病理診断管理加算 1^(届)

1. 細胞診断を行った場合	120
2. 細胞診断を行った場合	60

病理診断料管理加算 2^(届)

1. 細胞診断を行った場合	320
2. 細胞診断を行った場合	160

病理判断料（病理診断料を算定した場合には算定しない。）

投薬料

外 来	処方料	1. 3種以上の抗不安薬、3種以上の睡眠薬、4種以上の抗うつ薬又は4種以上の抗精神病薬の投薬（臨時の投薬等のものを除く。）を行った場合	20
		2. 7種以上（1.以外の）	29
		3. 6種以下（1.2以外の）	42
入 院	調剤料	内服薬・浸前薬及び頓服薬	9
		外用薬	6
入 院	処方料	入院基本料に包括	
	調剤料	（1日につき）	7

1. 院外処方せん料

薬剤一般名称処方せん交付加算	2
（1）3種以上の抗不安薬、3種以上の睡眠薬、4種以上の	

抗うつ薬又は4種以上の抗精神病薬の投薬（臨時の投薬等のものを除く。）を行った場合	30
（2）7種類以上の内服薬の投薬（1以外の）を行った場合	40
（3）6種類以下（1.2以外の）	68
2. 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬を調剤した場合、調剤料に外来患者の場合は1処方につき1点、入院中の患者は1日につき1点を加算。	
3. 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料又は毒薬を処方した場合は処方料に1処方につき1点を加算。	
4. 乳幼児加算（3歳未満）（1処方につき）	3
5. 特定疾患処方管理加算（月2回）（1処方につき）	18
28日以上処方（月1回）	65

注射料

注 射 点 数	外 来 (1回につき)	入 院 (1日につき)
皮内、皮下及び筋肉内注射	18	0
静脈内注射（6歳未満の乳幼児42点加算、翼状針を含む）	30	0
点滴注射 1. 1日分の注射量が500mlを超える場合（1日につき） 〔6歳未満の乳幼児は、1日分の注射量が100ml以上の場合〕	95	95
2. その他の場合（入院患者以外に限る）	137	137
	47	—

精密持続点滴注射加算

（精密持続点滴注射用定量輸血回路を包括）（1日につき） …80
プラスチックカニューレ型静脈内留置針（1日につき）

（1）標準型 ………………9

（2）針刺し事故防止機能付加型 ………………10

^注 1. 生物学的製剤を注射した場合には、15点加算する。

2. 麻薬を使用した場合は、当該注射につき5点を加算する。

3. 反応試験の費用は、所定点数に含まれる。

4. 点滴回路を使用した場合の費用は、点滴注射に包括する。

5. 1回目の血漿成分製剤の注射の場合、患者に必要性、危険性等を文書により説明した場合50点を加算する。

中心静脈注射用カテーテル挿入（6歳未満の乳幼児500点加算）…1400

入院料

診療所（療養病床を除く）1日につき

入 院 基 本 料	有床診療所 (看護職員 7人以上)	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ハ. 31日以上	入院基本料1 861 669 567	入院基本料4 775 602 510
	有床診療所 (看護職員 4～6人)	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ニ. 31日以上	入院基本料2 770 578 521	入院基本料5 693 520 469
	有床診療所 (看護職員 1～3人)	イ. 14日以内 ロ. 15日以上30日以内 ニ. 31日以上	入院基本料3 568 530 500	入院基本料6 511 477 450

1. 有床診療所一般病床初期加算（1日につき。7日を限度）…100

2. 夜間緊急体制確保加算 ………………15

3. 医師配置加算 1
2 ………………60

4. 看護配置加算 1（看護師3人を含む10人以上） ………………40

5. 看護配置加算 2（10人以上） ………………20

6. 夜間看護配置加算 1（夜間の看護要員の数が看護職員1人を含む2人以上） ………………80

7. 夜間看護配置加算 2（夜間の看護職員の数1人以上） ………………30

8. 栄養管理実施加算^(届) ………………12

妊娠婦緊急搬送入院加算（入院初日） ………………7000

医療安全対策加算 1（入院初日） ………………85

医療安全対策加算 2（入院初日） ………………35

ハイリスク妊娠管理加算（1日につき。20日を限度） ………………1200

ハイリスク分娩管理加算（1日につき。8日を限度。有床診療所では不可） ………………3200

重症児（者）受入連携加算（入院初日に限る） ………………2000

看取り加算（入院の日から30日以内） ………………1000